

第 9 号議案

亀岡市立文化センター条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市立文化センター条例（平成 14 年亀岡市条例第 12 号）の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例

亀岡市立文化センター条例（平成 14 年亀岡市条例第 12 号）の
一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。
別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

人権福祉センター・東部文化センター・保津文化センター使用料

種別	期間	午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
ホール	通常期間	1,480円	1,970円	2,360円
	冷房期間	2,070円	2,750円	3,300円
	暖房期間	1,920円	2,560円	3,060円
会議室	通常期間	440円	580円	690円
	冷房期間	610円	810円	960円
	暖房期間	570円	750円	890円
料理室	通常期間	840円	1,120円	1,340円
	冷房期間	1,170円	1,560円	1,870円
	暖房期間	1,090円	1,450円	1,740円

備考

- 1 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から9月まで、暖房については12月から3月までとする。
- 2 市外居住者が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

馬路文化センター・保津ヶ丘文化センター使用料

種別	期間	午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
ホール	通常期間	1,100円	1,460円	1,750円
	冷房期間	1,540円	2,040円	2,450円
	暖房期間	1,430円	1,890円	2,270円
会議室	通常期間	330円	440円	520円
	冷房期間	460円	610円	720円
	暖房期間	420円	570円	670円
料理室	通常期間	770円	1,020円	1,220円
	冷房期間	1,070円	1,420円	1,700円
	暖房期間	1,000円	1,320円	1,580円

備考

- 1 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から9月まで、暖房については12月から3月までとする。
- 2 市外居住者が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市立文化センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市立文化センター条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる亀岡市立文化センターの使用料を、中核館構想による施設整備に伴い市内の他の公共施設使用料との均衡を図り、及び消費税引上げに対応するため、次のとおり改めること。

		現 行			改正後		
		午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～10時	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～10時
ホール	通常期間	1,080円	1,080円	1,290円	1,480円 1,100円	1,970円 1,460円	2,360円 1,750円
	冷房期間	1,510円	1,510円	1,810円	2,070円 1,540円	2,750円 2,040円	3,300円 2,450円
	暖房期間	1,400円	1,400円	1,680円	1,920円 1,430円	2,560円 1,890円	3,060円 2,270円
会議室	通常期間	320円	320円	380円	440円 330円	580円 440円	690円 520円
	冷房期間	450円	450円	540円	610円 460円	810円 610円	960円 720円
	暖房期間	420円	420円	500円	570円 420円	750円 570円	890円 670円
料理室	通常期間	750円	750円	900円	840円 770円	1,120円 1,020円	1,340円 1,220円
	冷房期間	1,050円	1,050円	1,270円	1,170円 1,070円	1,560円 1,420円	1,870円 1,700円
	暖房期間	980円	980円	1,170円	1,090円 1,000円	1,450円 1,320円	1,740円 1,580円

備考 1 冷暖房期間は、おおむね冷房については7月から9月まで、暖房については12月から3月までとする。

2 市外居住者が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

- 3 この条例は、公布の日から施行すること。